

県有地の売払い 一般競争入札参加要領

令和5年12月18日（月）実施

埼玉県下水道局所有地（さいたま市西区内野本郷字下谷26番3）

入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
この入札参加要領をよくお読みください。

令和5年11月

埼 玉 県

目 次

入札対象物件一覧.....	1
入札参加の手順について.....	2
一般競争入札参加要領.....	8
契約書式.....	14
一般競争入札参加申込書.....	18
入札保証金提出書.....	20
納付書兼領収書（入札保証金用）.....	22
入札書.....	24
委任状.....	26
物件調書.....	28
入札会場等案内図.....	29

【問い合わせ先】

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3 埼玉県衛生会館2階

埼玉県下水道局下水道事業課 計画・公共下水道担当 担当：藤崎、武藤

電 話 048(830)5466 (直通)

FAX 048(830)4884

入札対象物件一覧

物 件 名 ・ 所 在 地	地 目	参考価格(円)	実測面積
埼玉県下水道局所有地 (さいたま市西区内野本郷字下谷26番3)	雑種地	204,540,336	11,238.48㎡

* 参考価格とは入札の予定価格の目安となる金額をいいます。

* その他詳細は物件調書(28ページ)のとおりです。また、各物件の案内図、区画図等は埼玉県下水道事業課HPにおいて公開していますので、併せて御確認下さい。

入札参加の手順について

- 入札は一般競争入札参加要領（8ページから13ページまで）に則って行います。
- 以下、実施手順に沿って説明します。

入札参加申込

- 入札に参加しようとする場合は、18ページの一般競争入札参加申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、電子メールによる提出が必要です。提出の際は参加要領及び記入例をよく御確認ください。
- 不備事項の確認や連絡事項がある場合がありますので、必ず入札参加申込書に入札の事務を担当される方の連絡先を記入してください。

1 持参により申し込む場合

- (1) 受付期間
令和5年11月28日（火）～12月12日（火）（土・日除く）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 受付場所
さいたま市浦和区高砂3-13-3 埼玉県衛生会館2階
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・公共下水道担当
（29ページ案内図参照）

2 郵送により申し込む場合

- (1) 受付期限
令和5年12月12日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 送付先
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3-13-3 埼玉県衛生会館2階
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・公共下水道担当
- (3) 送付方法
事前に埼玉県下水道局下水道事業課に電話連絡の上、簡易書留郵便で送付してください。

3 電子メールにより申し込む場合

- (1) 受付期間
令和5年12月12日（火）午後5時まで（必着）
- (2) アドレス
a5448-11@pref.saitama.lg.jp
- (3) 送付方法
事前に埼玉県下水道局下水道事業課に電話連絡の上、送信してください。

入札保証金の納付

- 1 本入札で使用する入札保証金の納付書兼領収書は、一般競争入札参加申込書を持参された方にはその場でお渡しします。郵送またはメールされた方には、郵便で送付します。
- 2 入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、上記1の納付書兼領収書（3枚複写）により、埼玉りそな銀行または武蔵野銀行に令和5年12月15日（金）までに納付してください。納付先の銀行口座は納付書兼領収書の上部に記載してあります。ATMやネットバンキング等からの振込はできません。必ず所定の金融機関窓口にて納付してください。納付書兼領収書は、記入例に従って必要事項を記入し、3枚とも金融機関に提出してください。
入札参加申込書を提出しても、期限までに納付しない方は入札できません。
- 3 出納印の押印された納付書兼領収書の1枚目（納入者保管）が、金融機関から返還されます。事前に各自で写しを取ったうえで、必ず入札当日に原本及び写しを持参してください。（持参しない方は入札できませんので御注意ください。）
- 4 落札者以外の方の入札保証金は、入札参加者が提出した「入札保証金提出書」において指定した金融機関の預金口座へ振り込みにより返金します。
なお、返金時の入札保証金には利息を付けません。
また、金融機関への振込手続には数日の期間を要しますので御了承ください。

入札及び開札

- 1 日 時
令和5年12月18日（月）午後2時00分開始（受付は午後1時30分から）
- 2 入札会場
さいたま市浦和区高砂3-13-3
埼玉県衛生会館2階 下水道局会議室（29ページ案内図参照）

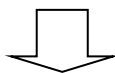
3 入札当日の流れ（概要）について

受付

午後1時30分から

（*当日持参するものは、次ページの表を御確認の上、お忘れ物のないようにお願いします。）

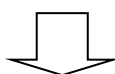
- ・ 入札保証金提出書及び納付書兼領収書原本を確認します。
- ・ 代理人による入札の場合には委任状も確認します。
- ・ 確認後、納付書兼領収書原本については返却します。



入札

午後2時00分

- ・ 入札書を封筒に入れ、封をして入札してください。

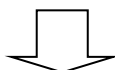


開札

入札締切後 即時

- ・ 全員の入札を確認次第、直ちに開札します。
- ・ 各入札書の審査終了後、会場に提示してある予定価格調書を開封し、落札者が決定されます。
- ・ 予定価格以上で、最も高い価格の入札者を落札者とし、氏名と落札価格を発表します。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。

落札者がなかったときは、



直ちに再度入札を行います。

再度入札

落札者がなかったとき 即時

- ・ 1回目の入札が無効になった方は再度入札には参加できません。
- ・ なお、再度入札に参加できる方についても参加の辞退は自由です。
- ・ 再度入札に参加する場合は、入札当日に入札保証金（各自の見積もる金額の100分の5以上）の積み増しはできませんので、あらかじめ入札保証金を御確認の上、参加してください。

入札日当日持参品一覧表

参加形態 入札参加者 持参品		個人				法人	
		単独の場合		共有の場合			
		本人	代理人	共有者 全員	代理人	本人 (代表者)	代理人
受付で提出する書類	入札保証金提出書	○	○	○	○	○	○
	納付書兼領収書（原本及び写し） （金融機関の出納印が押印してあるもの）	○	○	○	○	○	○
	委任状	×	○	×	○	×	○
その他必要な持参品	入札書 （入札書の書き損じや再度入札に備え、あらかじめ複数枚御用意ください。）	○	○	○	○	○	○
	封筒 （形式任意）	○	○	○	○	○	○
	ペン又はボールペン	○	○	○	○	○	○

※ 落札者は契約時に印鑑登録証明書が必要になります。

4 注意事項

(1) 入札保証金提出書の記入について

- ア 20ページの入札保証金提出書に記入の上、入札当日に提出していただきます。(21ページ記入例参照)
- イ 入札者の欄については、入札書と同様に記名してください。
- ウ 金額については、納付した入札保証金の額を記入してください。
- エ 開札の結果、落札されなかった場合の入札保証金の返還先を記入してください。入札者名義の金融機関の預金口座を指定してください。

(2) 入札書の記入について

入札書には、個人にあつては住民登録上の住所・氏名を、法人にあつては登記事項証明書(現在事項全部証明書)上の所在地・商号のとおり記入してください。また、本人が入札する場合と代理人が入札する場合とで、記入の仕方が異なりますので注意してください。

ア 本人が入札する場合

入札者の欄に、住所・氏名・電話番号を記入してください。

なお、共有で入札する場合は、共有者全員の記名と、持分割合を記入してください。

イ 代理人が入札する場合

法人の代表権を持たない方又は個人でやむを得ず代理人が入札する場合には、

・入札者本人(委任者)及び代理人(受任者)が自筆した「委任状」が必要になります。

また、「入札者」の欄には、入札者本人(委任者)の住所・氏名・電話番号を記入してください。

委任状は26ページに記載の様式を使用してください。(27ページ記入例参照)。

契約及び契約保証金の納付

- 1 落札者との土地売買契約の締結については、令和5年12月25日（月）までに行います。契約の際は、印鑑登録証明書を提出していただきます。
- 2 土地売買契約書については14～17ページのとおりです。なお、土地売買契約書（県保管のもの1通）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は落札者の負担となります。
- 4 期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金については県に帰属することとなり、入札は無効となります。
- 5 契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上（1円未満端数切上げ）から納付済みの入札保証金の額を控除した額を契約保証金として埼玉県が発行する納付書兼領収書（3枚複写）により納付しなければなりません。

売買代金の支払い

- 1 契約保証金を除いた売買代金の残金は、埼玉県が発行する納入通知書兼領収書により、指定の場所で契約締結日から40日以内に納付しなければなりません。
- 2 売買代金の支払いが指定期日より遅れた場合は、売買代金について年2.5パーセントの割合で遅延日数に応じ計算した延滞金を徴収します。
- 3 売買代金の分割納付はできません。
- 4 売買代金が支払われる見込みのない場合、契約を解除する場合があります。その場合、既に納められた契約保証金は埼玉県に帰属することになります。

所有権の移転

- 1 売買代金全額（延滞金が課される場合は延滞金の全額を含む。）の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を現状で引き渡したものとします。
- 2 登録免許税は、買主の負担となります。
- 3 所有権の移転登記は、埼玉県が行います。落札後、落札者には別途文書にて御案内いたします。

一般競争入札参加要領

令和5年12月18日（月）に埼玉県が行う県有財産売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件は、28ページの物件調書に記載のとおりとします。

（入札参加条件）

第2 次の1・2のいずれにも該当しない者であることが入札参加の条件となります。

- 1 本件土地売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします）。
 - 一 故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 入札の実施に当たり係員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくして契約の履行をしなかった者
 - 六 県に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）に規定する暴力団員との関係が特に認められる者
 - 九 「破壊活動防止法」（昭和27年7月21日法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体及びその構成員
 - 十 当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる場合の買受申出者
 - 十一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
 - 十二 八、九、十、十一に該当する者から委託を受けた者

（契約条件）

第3 契約の条件については、14ページ以下に示す土地売買契約書のとおりですので、条文をよく確認の上、入札に参加してください。

（物件の下見）

第4 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）は、入札参加申込みの前に必ず物件の下見をしてください（物件調書参照）。

(入札参加申込み)

第5 入札参加者は、事前に一般競争入札参加申込書を提出しなければ入札することができません。郵送または電子メールによる申込みも受け付けますが、受付期間内に必ず県へ到達するようにしてください。受付期間内に県が収受できなかった申込書は、受け付けず破棄します。また、郵送または電子メールで申込む場合は、必ずその旨を電話連絡してください。

2 入札参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所は、次のとおりです。

(1) 持参の場合

ア 受付期間 令和5年11月28日(火)～12月12日(火)
(土・日除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

さいたま市浦和区高砂3-13-3 埼玉県衛生会館2階
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・公共下水道担当
(29ページ案内図参照)

(2) 郵送の場合

ア 受付期限 令和5年12月12日(火)午後5時まで(必着)

*必ず事前に埼玉県下水道局下水道事業課に電話連絡し、簡易書留郵便で送付してください。(期限を過ぎた場合は、入札参加申込みができません。)

イ 宛先 〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-13-3 埼玉県衛生会館2階
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・公共下水道担当
電話 048-830-5466(直通)

(3) 電子メールの場合

ア 受付期限 令和5年12月12日(火)午後5時まで(必着)

*必ず事前に埼玉県下水道局下水道事業課に電話連絡してください。
(期限を過ぎた場合は、入札参加申込みができません。)

イ アドレス a5448-11@pref.saitama.lg.jp

(入札及び開札の日時)

第6 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

(1) 入札期日 令和5年12月18日(月)

(2) 入札時間 午後2時00分開始(受付は午後1時30分から)

(*入札時間に遅れた場合は入札に参加できません。)

(3) 開札時間 入札締切後即時

(入札及び開札の場所)

第7 入札及び開札の場所は次のとおりです。

さいたま市浦和区高砂3-13-3
埼玉県衛生会館2階 下水道局会議室

(入札保証金)

第8 入札参加者は、物件番号ごとに各自の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、埼玉県が発行する納付書兼領収書(3枚複写)により、指定の金融機関で令和5年12月15日(金)までに納付しなければなりません。その際、金融機関より収納済印が押印された納付書兼領収書の1枚目(納入者保管)が返還されるので、入札当日に原本及び写しを持参してください。

(持参しない者は入札に参加できませんので御注意ください。)

2 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札に参加された方が「入札保証金提出書」において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。なお、金融機関への振込手続には数日の期間を要しますので御了承ください。

3 入札保証金を納付した後、入札に参加しなかった場合は、入札保証金の返還手続を行いますので、埼玉県下水道局下水道事業課に連絡してください。

4 第15に定める再度入札に参加する場合には見積もる金額も考慮の上、入札保証金を納付してください。

(入札)

第9 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名の上、封筒に入れて封をして所定の入札箱に入れてください。

2 郵送による入札は行いません。

3 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に委任状を提出させてください。

(入札金額の表示)

第10 入札金額は、物件の価額の総額を表示してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第11 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(開札)

第12 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない埼玉県職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第13 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札者の記名のない入札書によるもの

(2) 記入事項を訂正した場合においては、その箇所に署名のない入札書によるもの

(3) 入札に参加する資格のない者がしたもの

(4) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

- (5) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (7) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (8) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) 入札書の金額を訂正したもの
- (10) 著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札

(落札者)

第14 落札者は、埼玉県が定める予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者とします。

なお、予定価格の目安となる参考価格は、物件調書記載のとおりです。

(再度入札)

第15 開札をした場合に、予定価格以上の価額の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

2 再度入札の回数は、1回とします。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第13の規定により無効とされなかった者に限ります。

(くじによる落札者の決定)

第16 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない埼玉県職員にくじを引かせるものとします。

(入札結果の通知)

第17 開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約の締結)

第18 落札者は、令和5年12月25日（月）までに14ページ以下に示す様式の契約書により契約を締結していただきます。

(契約の確定)

第19 契約は、埼玉県が落札者とともに契約書に記名・押印したときに確定します。

(契約保証金)

第20 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契

約保証金を埼玉県が発行する納付書兼領収書（3枚複写）により指定の金融機関に納付していただきます。

（落札者の入札保証金の振替等）

第21 落札者が納付した入札保証金は、第20に定める契約保証金に振り替えます。

2 入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第20の例により納付しなければなりません。

（入札保証金の利息）

第22 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

（入札保証金の没収）

第23 落札者が第18に定める期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、埼玉県に帰属することになります。

（売買代金の支払期限）

第24 売買代金は、埼玉県が発行する納入通知書兼領収書により、契約締結日から40日以内に支払っていただきます。売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は埼玉県に帰属することになります。

（所有権の移転）

第25 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引き渡したものとします。

2 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、埼玉県が行います。

3 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（その他）

第26 この要領に定めのない事項については、埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第17号）その他関係法令の定めるところによります。

2 第15により実施された再度の入札で落札者がなかったとき、埼玉県は入札参加者のうちから希望を募り、契約の交渉に入ることがあります。

（配慮義務）

第27 購入者は、周辺住民に土地利用計画の周知を図ると共に、住民の意見を十分聴取するなど、適切な対応に努めてください。

(入札結果の公表)

第28 入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

土地売買契約書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と 以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣 旨）

- 第1条 甲は、第2条に記載の土地（以下「この土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。
- 2 この土地の売買契約は、法務局備付けの地積測量図に記載されている面積に基づき締結するものとする。
- 3 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾のうえ、この土地を買受けるものとする。
- (1) この土地に地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置が必要となった場合には、乙がかかる措置についての責任と費用を負うものであること。
 - (2) この土地に土壌汚染があることが判明した場合、乙がその除去等の対策について責任と費用を負うものであること。
 - (3) この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものであること。
 - (4) この土地の実測面積が法務局備付けの地積測量図に記載された面積と異なる場合であっても、その差異に応じた売買代金の変更は行わないものであること。
 - (5) この契約について第三者から異議の申立てなどがあつたときは、乙の責任において処理するものであること。

（売買物件及び売買価額）

第2条 甲は、その所有に属する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、金円をもって乙に売り渡す。

所在地	地目	公簿面積（㎡）
さいたま市西区内野本郷字下谷26番3	雑種地	11,238

（契約保証金）

- 第3条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金（*契約金額の10パーセント以上相当額）円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。ただし、次項の規定により契約保証金に充当した額があるときは、契約保証金の額から当該充当した額を控除した額を納付するものとする。
- 2 甲は、この契約の締結と同時に、乙が納付した入札保証金を、前項の契約保証金のうち金（*納付済入札保証金額）円に充当できるものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付けないものとする。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を、前条の代金の一部に充当するものとする。
- 5 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、第2条の売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金円を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(違約金の徴収)

第5条 乙は、前条に定める期限までに売買代金を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(所有権の移転等)

第6条 この土地の所有権は、乙が第2条の売買代金（売買代金の納付が遅延した場合においては、違約金を含む。）の支払いを完了したときに甲から乙に移転するものとする。
2 甲は、この土地の所有権が乙に移転したときに、乙に現状有姿のままこの土地を引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 乙は、前条の規定により、この土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。
2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約締結後において、この土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、乙は甲に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。
2 第1条第3項（4）及び前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は、第6条第2項に規定する引渡しの日から1年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができる。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないでこの契約を解除することができる。
(1) 乙が、その義務の全部の履行が不能であるとき。
(2) 乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。
イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 第1項及び第2項の解除により発生する一切の費用は、乙の負担とする。

(乙の原状回復義務)

第10条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記にかかる承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第11条 甲は、第9条の規定によりこの契約を解除したときは、第4条の規定に基づき乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、第9条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、第9条の規定によりこの契約を解除したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除に伴う土地の賃借料相当額の支払義務)

第12条 乙は、甲が第9条の規定によりこの契約を解除したときは、甲から乙にこの土地を引渡した日から第10条第1項の規定により甲が乙からこの土地の返還を受けた日までの土地賃借料相当額を、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

2 前項の土地賃借料相当額は、埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第17号)第134条に定めるところにより算定した、土地の引き渡しから契約の解除をするまでの期間の年額とし、期間が1年未満の場合は日割り計算により算出した額とする。

(相殺)

第13条 第9条の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき土地賃借料相当額その他金銭債務と、甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄するさいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第17条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関

係を有する者をいう。) から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

(事業者調査への協力)

第18条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(甲に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(定めのない事項等)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号
甲 埼玉県

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

乙

⑩

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札参加物件

埼玉県下水道局所有地 (さいたま市西区内野本郷字下谷26番3)

2 入札実施日時

令和5年12月18日(月)午後2時00分

3 入札申込人

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(法人の場合は代表者名義を使用してください)

担当者連絡先 (法人の場合には入札の事務を担当される方について記入してください。
また、個人の方の場合には日中に連絡が取れる連絡先を記入願います。)

部署名 _____ 役職 _____ 氏名 _____

電話 _____ メールアドレス _____

記入例

一般競争入札参加申込書

提出日を記入
してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札参加物件

埼玉県下水道局所有地 (さいたま市西区内野本郷字下谷26番3)

2 入札実施日時

令和5年12月18日 (月) 午後2時00分

3 入札申込人

入札者の住所・氏名・電話番号
を記入してください。

住 所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏 名 埼玉県庁株式会社
代表取締役 埼玉 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(法人の場合は代表者名義を使用してください)

担当者連絡先 (法人の場合には入札の事務を担当される方について記入してください。
また、個人の方の場合には日中に連絡が取れる連絡先を記入願います。)

部署名 不動産売買部 役職 部長 氏名 浦和 次郎

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇@〇〇.jp

入札保証金提出書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

入札者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

下記の金額を 埼玉県下水道局所有地（さいたま市西区内野本郷字下谷26番3） の入札にかかる入札保証金として提出します。

金	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
額										

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)		

注) ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名、口座番号を記入してください。

記入例

入札保証金提出書

提出日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

入札者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

入札者 住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁株式会社

氏名 代表取締役 埼玉 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記の金額を 埼玉県下水道局所有地（さいたま市西区内野本郷字下谷26番3） の入札にかかる入札保証金として提出します。

金融機関で振り込んだ入札保証金額を算用数字で記入してください。（入札金額ではありません。）

金	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
額			¥	○	○	○	○	○	○	○

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

振込先の金融機関を記入してください。

返 還 先	金融機関名	〇〇銀行			支店名	〇×支店				
	預金種別	普通	当座	口座番号	○	○	○	○	○	○
	口座名義人	(フリガナ) サイタマケンチョウカフ・シキカ・イシヤ 埼玉県庁株式会社 埼玉県庁株式会社 代表取締役 埼玉 太郎								

注) ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名、口座番号を記入してください。

納付書兼領収書（入札保証金用）

- 1 納付書兼領収書は、一般競争入札参加申込書を持参された方には、その場でお渡しします。また、郵送又はメールされた方には、郵便で送付します。
- 2 記入例に従って必要事項を記入し、3枚とも埼玉りそな銀行または武蔵野銀行の本支店に提出してください。
- 3 納付先の銀行口座は納付書兼領収書の上部に記載してあります。
- 4 金融機関より1枚目（納入者保管）に収納済印を押印の上、返却されますので、事前に各自で写しを取った上、入札当日に入札保証金提出書とともに原本及び写しを御持参ください。

記入例

武蔵野銀行 県庁前支店
 埼玉りそな銀行 県庁支店
 受入口座

埼玉県下水道事業管理者

納付書兼領収書												
第	空欄	号	納入者									
令和 平成	5	年度	住 所	埼玉県さいたま市浦和区 高砂3-15-1								
流域下水道事業会計			氏 名	埼玉県庁 代表取締役 埼玉太郎 様								
款	空欄		節及び細節	空欄								
項	空欄		目	空欄								
金 額	千	百	十	百	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納付目的 埼玉県下水道局所有地（さいたま市西区内野本郷 字下谷26番3）一般競争入札に係る入札保証金 納入期限 年 月 日 日本要領記載の納入期限を転記 納入場所 株式会社武蔵野銀行本支店 株式会社埼玉りそな銀行本支店 上記のとおり納付します。 平成 年 月 日 納付日を記載 発行課所名 埼玉県下水道局												
										収 納 済 印		

入札者の住所及び氏名（法人の場合は法人名および代表名）を記入してください。

入札保証金の金額（入札金額の5/100以上の額）を記入してください。なお、入札当日の積み増しはできませんので、注意してください。

納入者保管

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

入 札 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

物件の名称	面積 (㎡)	金 額									
		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
埼玉県下水道局所有地 (さいたま市西区内野本郷字下谷26番3)	11,238.48										

「県有地の売払い一般競争入札参加要領」を承知の上、上記のとおり入札します。

- (注) ① 代理人により入札するときは、委任者の住所・氏名・電話番号を「入札者」欄に記入（押印は不要）し、代理人の住所・氏名・電話番号を「代理人」欄に記入してください。
- ② 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。
- ③ 記入事項を訂正した場合においては、その箇所には必ず署名してください。ただし、入札金額は訂正できません。

記入例

入札書

提出日を記入してください。

令和〇〇年〇月〇〇日

(あて先)

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

入札者（代理人がいる場合は代理人も）の住所・氏名・電話番号を記入してください。

入札者 住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁株式会社
氏名 代表取締役 埼玉 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人 住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁株式会社
氏名 不動産販売部長 浦和 次郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

物件の名称	面積 (㎡)	金額								
		十 億 円	千	百	十	万	千	百	十	円
埼玉県下水道局所有地 (さいたま市西区内野本郷字下谷26番3)	11,238.48	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

入札金額は算用数字ではっきりと記入し、数字の前に必ず¥マークを記入してください。また、金額は訂正できません。

「県有地の売払い一般競争入札参加要領」を承知

- (注) ① 代理人により入札するときは、委任者の住所・氏名・電話番号を「入札者」欄に記入（押印は不要）し、代理人の住所・氏名・電話番号を「代理人」欄に記入してください。
- ② 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。金額の訂正はできません。
- ③ 記入事項を訂正した場合においては、その箇所に必ず署名してください。ただし、入札金額は訂正できません。

委 任 状

代 理 人

住 所

氏 名

電話番号

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記埼玉県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物 件 の 名 称	面 積 (㎡)
埼玉県下水道局所有地 (さいたま市西区内野本郷字下谷26番3)	11,238.48

令和 年 月 日

申込人（委任者）

住 所

氏 名

電話番号

記入例

委任状

代理人の住所・氏名・電話番号を記入してください。

代理人

住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁株式会社

氏名 不動産売買部長 浦和 次郎

電話番号 000-000-0000

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記埼玉県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件の名称	面積 (㎡)
埼玉県下水道局所有地 (さいたま市西区内野本郷字下谷26番3)	11,238.48

委任状の記入日を記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込人（委任者）の住所・氏名・電話番号を記入してください。

申込人（委任者）

住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁株式会社

氏名 代表取締役 埼玉 太郎

電話番号 000-000-0000

物件調書

埼玉県下水道局所有地

参 考 価 格		204,540,336 円
土 地	所 在 地	さいたま市西区内野本郷字下谷26番3
	地 目	雑種地
	面 積	11,238.48㎡
	現 況	雑種地
	形 状	ほぼ台形地
	道 路 付	なし
法 令 制 限	都市計画	市街化調整区域
	建築制限	指定建ぺい率60%・指定容積率200% ※ 詳しくはさいたま市(TEL:048-829-1111)に御確認ください。
	防火地域	なし
	文化財	なし
私道の負担等		なし
給 排 施 設	電 気	なし
	ガ ス	なし
	上 水 道	なし
	下 水 道	なし
交 通 機 関		JR川越線 日進駅まで約1km (道路距離)
公 共 機 関		小学校 約1.2km (道路距離) さいたま市立宮前小学校 中学校 約0.3km (道路距離) さいたま市立宮前中学校
周 辺 状 況		河川、一般住宅、学校、事業所、墓地、 グラウンド等が混在する地域
特 記 事 項		<ul style="list-style-type: none"> ・財産は現状のままの引き渡しとなります。必ず、実際に現地で財産を確認し、登記簿等を閲覧するなどした上で、お申し込みください。 ・地中埋設物や土壌汚染の調査は行っていません。 ・一部河川保全区域が含まれます。

※ この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

入札会場等案内図

埼玉県庁へのアクセス：JR浦和駅（西口）から県庁通りを西へ800メートル
 （徒歩10分程度）



※ 埼玉県衛生会館にはエレベーターがありませんので、階段を利用させていただきます。
 お越しの際はご注意ください。